事務所通信

2008年5月号

No. 35



~お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします~



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス http://www.terumori.jp

親孝行月間(なぜ親孝行が大切か)

人間にとって一番大切な生命は、だれもが親から与えられます。親が自らの 生命の本源であります。親や先祖を大切に思わないということは、その生命の 延長線上にある自分自身をもないがしろにすることと同じです。

そうした人間が、他人であるお客様を大切にし、感謝できるわけがありません。 また、親をおもい、先祖を敬うというプラス思考は、代を重ねるごとに貯蓄されていきます。まさに**"天の蔵"に富を積む**ことになります。

親から子へ、子から孫へとプラス思考は受け継がれます。しかもそのプラスの量は代を経るにしたがって大きくなっていきます。ますます繁栄し、家庭内もさらに円満の度を加えることはいうまでもありません。

私どもの事務所では、新入社員が最初に給料をもらった時、両親にプレゼントを差し上げる「**親孝行月間**」をしています。プレゼントの時は必ず命令された言葉通りしゃべらなければなりません。

両親に対する謝辞

これは、社長から言えと命令されたので言います。

お父さん、お母さん、僕(私)を〇〇年間、見守ってくださいまして、有難う ございました。

お蔭様で、今の職場に勤めて〇〇年になりますが、この度社長から必ず 親孝行をしなさいと命令されました。

これは頂いた給与で買ったささやかなプレゼントですが受取って下さい。 これからも親孝行をずっと続けますのでどうかいつまでも元気で長生き して下さい。

有難うございました。

プレゼントが終われば必ず感想文を提出することになります。プレゼントを買う時の気持ち、プレゼントした時の両親の様子、言葉、態度などを詳しく書いてもらいます。詳しい「**親孝行実行資料**」がほしい方は 差しあげますので、ご連絡ください。

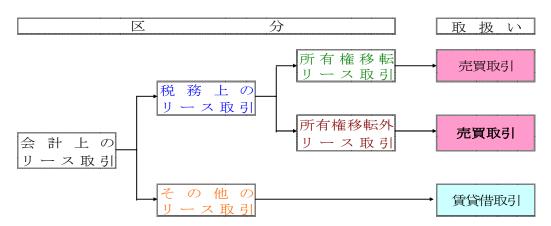
ツース取引税制

平成 19 年度税制改正において、リース取引についての税制が改正され、平成 20 年 4 月 1 日以後に締結されるリース取引のうち一定のものを「税務上のリース取引(ファイナンス・リース取引)」と定義するとともに、それらは全て売買取引があったものとして取り扱われます。

税務上のリース取引とは、次の要件に該当するものをいいます。

- 1)リース期間中の中途解約が禁止されているものであること又は中途解約をした場合には、未経過期間に対応するリース料の合計額のおおむね全部を支払うこととされているものなどであること。(中途解約禁止)
- 2) 借手がリース資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、リース資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。(フルペイアウト)

また、この税務上のリース取引以外のリース取引(その他のリース取引(オペレーティング・リース取引))については今まで通り賃貸借取引として費用計上が出来ます。



所有権移転リース取引とは、次のような場合の取引のものをいいます(これらは改正前でも売買取引として取り扱われます)。

- ・ リース期間終了時等にリース資産の所有権が借手に無償で移転するもの
- ・ 借手に対し、リース期間終了時等に著しく有利な価額で買い取る権利が与えられる もの
- ・ 借手の特別な注文によって製作される機械装置のように、リース資産がその借手の みによって使用されると見込まれるもの、又は建築用足場材のようにリース資産の 識別ができないものを対象とするもの
- ・ リース期間がリース資産の耐用年数に比して相当の差違があること また、所有権移転外リース取引とはそれ以外のものをいいます。

リース取引が売買取引となる場合には、賃借人がリース資産を有するものとして減価償却を行うこととなりますが、その償却方法は次の通りです。

所有権移転リース取引:選定している償却方法(定額法、定率法)

所有権移転外リース取引:**リース期間定額法**(リース期間を償却期間として残存価額を ゼロにする定額法) < 田 中 >

後期高齢者医療制度

平成20年4月から老人保険制度に代わり、75歳以上のすべての方、一定の障害のある65歳から74歳までの方を対象とした、後期高齢者医療制度がはじまりました。

●保険料の計算方法

前年中の総所得金額などをもとに、個人単位で賦課されます。一人当りの賦課限度額は50万円です。

保険料は、加入者の所得に応じて決まる「所得割額」と、加入者が等しく負担する「均等割額」の合計額となります。



所得割額

(前年中の総所得金額-基礎控除額(33万円))×所得割率(7.15%)

均等割額

1人当り35,300円

<保険料の計算例>

前年中の収入が、年金収入208万円のみの場合(軽減制度に該当しない場合)

① はじめに年金所得を算出します。

年金所得の計算 : 年金収入 - 公的年金等控除額

● 年金所得 2,080,000 - 1,200,000 = 880,000 ← A

② 次に、年金所得から「所得割額」を算出します。

所得割額の計算 : (年金所得 - 基礎控除額) × 所得割率

● 所得割額 (880,000円A - 330,000) × 7.15% = 39,325円 ← B

③「均等割額」は1人あたり一律の金額となります

● 均等割額 : 35,300 円 ← C

- ③ 年間保険料額は、「所得割額」と「均等割額」を合計した金額になります。
 - 保険料額 39,325円B + 35,300円C = 74,600円 ※100円未満切り捨て
 - → 1ヶ月当り 約6,200円

●保険料のめやす

下表は年金収入のみの方の保険料を示しています。世帯の所得状況によって、均等割額の 軽減が受けられる場合があります。

公的年金収入額		所得割額	均等割額	保険料【年額】	年金天引額
(年間)		(ア)	(1)	(ア)+(イ)	【2ヶ月分】
	7害脾到症核当	0 円	10,590 円	10,500 円	約 1,800 円
153万円	5害 上	0 円	17,650 円	17,600 円	約 2,900 円
以下	2害 小人	0 円	28,240 円	28,200 円	約 4,700 円
	軽減該当なし	0 円	35,300 円	35,300 円	約 5,900 円
200万円		33,605 円	35,300 円	68,900 円	約 11,500 円
250万円		69,355 円	35,300 円	104,600 円	約 17,400 円
300万円		105,105 円	35,300 円	140,400 円	約 23,400 円
350万円		137,280 円	35,300 円	172,500 円	約 28,800 円
400万円		164,092 円	35,300 円	199,300 円	約 33,200 円

●保険料の軽減制度(申請手続は不要です)

◎ 所得の低い世帯の方

均等割額の軽減………世帯の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。

軽減割合は、同一世帯内の加入者および世帯主(加入者でない方も含む)の合計所得金額をもとに、下表の基準により判定します。

≪軽減対象判定基準≫

均等割額軽減割合	同一世帯内の加入者および世帯主世帯主の合計所得金額			
7割軽減	3 3 万円以下の世帯			
5割軽減	33万円+(世帯主を除く加入者数×24万5千円)以下の世帯			
2割軽減	33万円+ (加入者数×35万円) 以下の世帯			

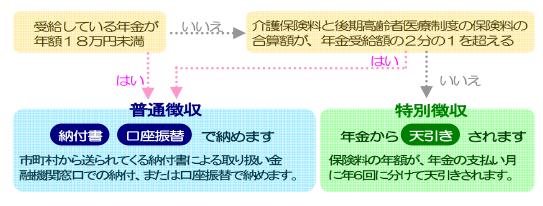
○ 制度加入前日まで社会保険の被扶養者であった方

所得割額と均等割額の軽減……制度加入から2年間「所得割額」と「均等割額」が軽減されます。なお、平成20年4月から平成21年3月までの軽減内容は高齢者医療に係る「凍結策」として特例で定められました。

適用期間		軽減内容		
		所得割額	均等割額	
加入から2年間		かかりません	5害 「軽減後の年額17,600円)	
特例	平成20年4月~平成20年9月	かかりません	かかりません	
	平成20年10月~平成21年 3月	かかりません	9害 「軽減後の半年間の額1,700円)	

●保険料の納め方

保険料の納め方は受給している年金の額によって、年金から天引きされる「特別徴収」 と納付書又は口座振替などで納める「普通徴収」の2通りに分かれます。





< 伊藤 >

労働保険の申告・納付は5月20日まで

労働保険料は、前年分の確定保険料と当年度の概算保険料を申告・納付します。

平成 19 年度確定保険料 (19.4.1~20.3.31 分)

+ 平成 20 年度概算保険料 (20.4.1~21.3.31 分)

平成20年5月20日まで 申告・納付

高齢労働者の雇用保険料の免除

保険年度の初日である4月1日現在に満64歳以上である一定の高年齢労働者については、雇用保険料が免除されます。

■免除対象高年齢労働者とは

雇用保険の被保険者のうち、保険年度の初日である4月1日現在において、満64歳以上である労働者です。

- ※4月1日に64歳以上であっても、短期雇用特例被保険者および日雇い労働 者は免除の対象となりませんのでご注意下さい。
- ※65歳に達した日以降新たに雇用される者は、被保険者とはなりません。

~昭和18年8月1日生まれの従業員Aさんの場合~ (平成20年4月1日時点では64歳です。)

平成 1 9 年度確定保険 (19.4.1~20.3.31 分)

平成 1 9 年度確定保険 (19.4.1~20.3.31 分)



平成19年4月1日時点では63歳 でしたので免除されません

平成20年4月1日時点では64歳ですので免除されます

従業員Aさんは、誕生月は8月ですが、保険年度の初日平成20年4月の給与から雇用保険料の徴収がなくなります。

平成21年度より労働保険の申告・納付期限が変わります。 今年度まで納付期限が4月1日~5月20日でしたが、次年度より 6月1日~7月10日に変更となります。

< 池 原 >

邵 修 予 定

日時	研修内容	場所	講師	参費
5月23日金	テルモ経営研究会 『主役は社員!感動はこから生まれる!』		加兹坚宁	1,000円
午後6時30分~	ほてる 大 橋 (旅 館)	加蘇克里土事務所	加藤輝守	

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

~ おもしろ雑学 ~



「果物の王様」とまでいわれるメロンであるが、実は環芸学上は野菜に分類されている。果物とは、園芸学上の定義では、苗木が成長して実がなり、その後も何年も実がなる作物のことで、メロンはこれに当てはまらない。

教育氏が一治ルルが一おもしろ雑学集より(担当:広川)

休日カレンダー

5月(皐月)May

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3 憲法記念日
4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	2 1	22	23	2 4
25	26	27	28	29	3 0	3 1

- ・網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・土曜日も元気に営業しています。 (名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

5月の税務

5月12日 平成20年4月分源泉所得税·特別徴収住民税納付

5月15日 特別農業所得者の承認申請



あとがき

暖かい日が続き、春を感じる日が多くなってきました。

5月11日といえば「母の日」です。いることが当たり前、やってもらえることが当たり前、すべてのことが当たり前になってしまい、感謝の気持ちを日々、忘れているような気がします。

「母の日」を機会に今までの「ありがとう」をカーネーションとともに贈りたいと思います。 そしていつまでもこの気持ちを忘れずに母を大事にしていきたいと思います。

原